

COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース)  
利用規則

2024年11月

(更新日 2025/9/28)

## COMTEC PORTBASE（コムテックポートベース）利用規約

1. 開館日
2. 利用時間
3. 受付(担当部署)
4. 申込方法
5. キャンセル料とその料金
6. 諸経費の精算
7. 利用制限
8. 利用権の譲渡禁止
9. 利用の変更・取り消し
10. 利用承認の取り消し
11. 利用料金の返還
12. 遅延損害金
13. 利用上の禁止行為
14. 原状回復の義務
15. 利用者の管理責任(善管注意義務)
16. 損害賠償及び免責
17. その他

1. 開館日

毎年1月1日から12月31日といたします。

※ただし、保守点検作業等により休館にすることがあります。

2. 利用時間

原則として9時から22時までの13時間といたします。

必要に応じて前後する時間を延長時間として利用することができます。

3. 受付(担当部署) 利用に関する問合せ

(1) 空き状況のお問合せ

・空き状況のお問い合わせは WEB サイトのコンタクトフォームにてご入力の上送信してください。

・直接 COMTEC PORTBASE へ連絡  
運営会社

合同会社ポートベース

時間：10時から17時まで(休日不定期)

4. 申込方法

(1) 施設の空き状況の照会

1. 施設の空き状況の照会は、コンタクト(問い合わせ)フォームにてご入力の上、その後の連絡等は合同会社ポートベースからメール等でお返事をさせていただきます。
2. 催事の詳細を確認する必要がある場合は、利用計画等をお伺いさせていただき場合がございます。
3. お問い合わせ後14ヶ月前を過ぎても会場に空きがある場合は、仮予約が可能です。但し、第6項(利用制限)に該当する場合は、施設の空き状況に関わらず予約をお受けできませんので、予めご了承ください。

(2) 申し込みの受付(仮予約)

1. 仮予約のお申込みは、使用月の14ヶ月前の1日からの受け付けとなります。  
(2026年4月分の受け付けは、2025年2月1日(1月は5日)から開始)
2. 2日以上連続のご使用を優先とし、より多く連続した日数のご使用から調整させていただきます。
3. 競合もしくは調整できなかった場合は抽選とさせていただきます。お申込みの際は催事の内容、使用目的等をお知らせください。催事の内容、使用目的によってはご使用をお断りする場合もございます。
4. 空き状況の確認後、お申込み受け付けができる状況が確認できましたら、「利用申込書」「利用規約」「主催者様向け利用における注意事項」などの書類をお送りいたします。通常メールにて送信させていただきますが、郵送を希望される場合はその旨をお伝えください。
5. 「利用規約」「主催者様向け利用における注意事項」の内容をご確認いただき、「利用申込書」へ必要事項をご記入の上、ご返信ください。「利用申込書」の控え(コピー)は所持していただくようお願いいたします。公演当日に主催責任者であることを証明するためご提示いただく可能性がございます。

6. 仮予約の有効期間は正式な仮予約のご連絡をいただいてから2週間となります。有効期間内にご使用の決定、キャンセルをお知らせください。ご連絡が無い場合は自動的に仮予約をキャンセルとさせていただきます。

(3) 審査～仮予約の確定

1. ご提出いただいた「利用申込書」の内容について、合同会社ポートベースで審査をいたします。その際、利用希望者がこれまで実施した催事の概要等の資料を追加でご提出いただく場合があります。
2. 「利用申込書」及びご提出いただいた利用計画などの資料を元にご利用を承諾させていただいた場合、仮予約が確定となります。
3. 仮予約が確定いたしましたら、合同会社ポートベースより代表者の方へご連絡をさせていただきます。

(4) 本予約の申し込み～請求書（前金）の送付

1. 仮予約が確定し、2週間後までに本予約確定のご連絡をいただいた場合、合同会社ポートベースより前金である基本使用料の50%の「請求書（前金）」を送付させていただきます。なお基本使用料とはご提出いただいた「利用申込」に基づき時間外使用料金や追加及び割引料金を含めた金額となります。

(5) 利用料金の納付～使用契約の成立

1. 「請求書」がお手元に届きましたら請求書発行日の翌月末日までに「請求書（前金）」分の基本使用料の50%を当社指定口座へお振込みください。なお振込手数料はご利用者様の負担とさせていただきます。
2. 期日までに基本使用料の50%（前金）の払い込みがなされない場合は、原則として利用者による自己都合のキャンセルとみなし、第9項（3）により利用承認が取り消されます。
3. 基本使用料の50%（前金）のご入金を確認できましたら使用契約成立となります。情報公開、チケット発売前に担当者と内容の確認をお願いします。また舞台技術担当者との打ち合わせ日程の調整をはじめてください。

(6) 請求書（残金）の送付と納付

1. ご利用の2ヶ月前になりましたら、基本使用料の50%の「請求書（残金）」をお送りいたします。利用日の1ヶ月前までに基本使用料の50%の「請求書（残金）」分を当社指定口座へお振込みください。なお振込手数料はご利用者様の負担とさせていただきます。
2. 基本使用料の50%の「請求書（残金）」のご入金を確認できましたら確認のご連絡をCOMTEC PORTBASEからさせていただきます。
3. 期日までに利用料金の残額の払い込みがなされない場合は、原則として利用者による自己都合のキャンセルとみなし、第9項（3）により利用承認が取り消されます。
4. 一旦納めていただいた使用料は、災害その他特別の事情により使用できないと認められた以外はお返しできません。日数制限によるキャンセルの返金に関しては規定に定めたパーセンテージの返金は実施させていただきます。なおキャンセル時の返金割合は第5項（2）に定めたものに準ずることとする。

(7) 公演当日

1. 公演当日の利用開始時に主催者責任者（もしくはそれに代わる方）がCOMTEC

PORTBASE (コムテックポートベース) 事務所の窓口へお声がけください。関係者以外の館内への侵入を防ぐために、責任者の方の身分を証明できるものまたは「利用申込書」の控えをご提示いただく可能性がございます。

2. 公演当日、施設の安全上合同会社ポートベースの判断によって催事の中断、中止を要請することがあります。
  3. 開催の計画上、近隣地域への対策が必要と合同会社ポートベースが判断した場合は、主催者の責任において、必要な措置をしてください。
  4. 主催者は、来場者・関係従事者に事故や災害などが及ばないように常に万全の配慮を行ってください。
  5. 施設内外とわず、人員整理や安全対策などの警備業務は警備会社への委託又は警備責任者の任命を行い実施をしてください。
  6. 施設利用期間中に地震の発生及び台風など自然災害などにおける警戒宣言等が発令された場合には、COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) の防災指針に沿った対策をしてください。
  7. 施設内に持ち込まれた機材や備品など一切の物品は主催者のもとで管理をしてください。開催期間中に盗難、紛失した場合も COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) はその責任を一切負いません。
  8. 利用期間中の、電気・水道・ガスなどインフラの維持管理は、主催者において管理をし、事故が発生した場合もすみやかに対応し、職員までご報告をしてください。また、利用終了後は必ず栓を閉めてください。(コンセントについては夜間退館後の主催者不在の場合は必ず抜いていただきますようお願いいたします。夜間の間に充電などの行為は火災の原因となる可能性もありますので禁止しています)
5. キャンセルとその料金
1. 利用者の都合で予約をキャンセルされた場合、キャンセル料が発生します。
  2. ・ご使用日の 91 日前までのキャンセル・・・基本使用料 (税込金額) の 30%  
・ご使用日の 90 日前から 61 日前までのキャンセル・・・基本使用料 (税込金額) の 50%  
・ご使用日の 60 日前から 31 日前までのキャンセル・・・基本使用料 (税込金額) の 80%  
・ご使用日の 30 日前以降のキャンセル・・・基本使用料 (税込金額) の全額  
※前金の 50%を納付された後のキャンセルが 91 日前だった場合は利用料の 20%は返金させていただきます。
6. 諸経費の精算
1. あらかじめ利用が確定している有料付帯設備の使用料は催事当日までにご精算ください。
  2. また、電気使用料・空調使用料および映像収録・配信等にかかる料金、催事以後に確定する付帯設備の使用料は後日請求します。利用後に請求書書を発行させていただきますので、都横着後翌月末までに当社指定口座へお振込みください。なお振込手数料はご利用者の負担とさせていただきます。
7. 利用制限
- (1) 予約および利用の制限  
予約成立もしくは利用中であっても以下の事項に該当する場合には、予約のお断

りもしくは利用をお断りさせていただく場合があります。

1. 施設または設備を毀損する恐れが認められるとき
2. 公の秩序を乱しまたは善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
3. 施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき
4. 特定の政治及び宗教の問題と関わりがあると認められるとき
5. 世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的とし、施設の中立性を損なう恐れがあると認められるとき
6. その他施設の管理・運営上支障があると合同会社ポートベースが判断したとき

(2) 反社会勢力の排除

利用者には反社会的勢力を排除するため次の事項を確約していただきます。違反した場合には、何らの催告をせず、直ちに予約及び利用をお断りさせていただきます。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。の関係者でないこと
2. 代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等でないこと、又は暴力団等への資金提供を行う等の関係にないこと
3. 暴力団等に利用者の名義を利用させ、施設の申込みを行うものでないこと
4. 利用者自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないこと
  - 1) COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係者が暴力団等である旨を伝える行為
  - 2) COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
  - 3) COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) の名誉や信用を毀損する恐れのある行為
  - 4) COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) の業務を妨害する、又は妨害する恐れのある行為

8. 利用権の譲渡禁止

利用者は、合同会社ポートベースの承諾なく、施設等の利用権利の全部又は一部を第三者に譲渡または転貸することは禁止いたします。

9. 利用の変更・取り消し

(1) 変更・取り消しのご連絡

1. 申込み内容に変更が生じた場合や申込みの取り消しをされる場合は、「利用変更届」をご提出ください。
2. 審査の上、合同会社ポートベースの承諾か否かをメールもしくはお電話にて通知いたします。

10. 利用承認の取り消し

合同会社ポートベースは、以下に該当するときは契約成立後および施設利用中であっても利用の承認の取消、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖を利用者に指示する場合があります。

- (1) 第7項(1)(2)「利用制限」の各項に該当するとき
- (2) 虚偽の申込み、その他不正な手段により申込みを行ったとき
- (3) 利用料金(前金)及び、(残金)が指定の期日までに支払われなかったとき
- (4) 本利用規約を遵守しなかったとき
- (5) 利用者に支払い能力がないことが明らかであるとき

- (6) 災害その他の不可抗力によって、施設の貸し出しが困難になったとき
- (7) 利用者の安全上利用の継続が難しいと合同会社ポートベースが判断したとき
- (8) 災害の発生により、当施設を避難所等に提供したとき
- (9) 行政機関から施設の使用中止の命令や催事の開催中止の勧告が出されたとき(自粛要請等の場合は利用者の判断となり、利用承認の取り消しは行いません)

#### 11. 利用料金の返還

次の場合は、既納の施設利用料金（消費税額含む）は返還いたしません。

- 1. 利用者の都合で利用をキャンセルする場合
  - 2. 第7項(1)(2)「利用制限」の規定、および第10項(1)～(9)「利用承認の取り消し」の規定より、利用者に対して利用の承認の取消、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖を合同会社ポートベースが命じた場合
  - 3. 第9項「利用の変更・取り消し」の規定により、利用の目的、内容等の変更を合同会社ポートベースが承認しない場合
- 上記1,2,3のいずれにも該当せず、合同会社ポートベースが自主的に施設の閉鎖を判断した場合に限り、消費税相当額を含む未使用の使用料金については返還します。

#### 12. 遅延損害金

合同会社ポートベースに対して、利用料金等の払い込みが所定の期日より遅れた場合には、当該金額に対し、支払い期日の翌日から支払完了に至るまで、年10.0%（年365日の日割）の割合で計算された遅延損害金をいただきます。

#### 13. 利用上の禁止行為

利用者は次の行為を行ったり、行わせたりしてはいけません。

- 1. 場内への危険物および火気の持ち込み
- 2. 著しく酒気を帯びていると認められる状態での入場
- 3. 許可なく場内外での寄付行為、宣伝行為、物品販売をすること
- 4. 許可なく場内外でのチラシ、ポスター等の配布をすること
- 5. 許可なく場内外での旗、のぼり等の掲揚、看板等の設置をすること
- 6. 許可なく場内へのペット等の動物の持ち込み
- 7. 物を投げる、入場者の頭上に飛び乗る、暴れる、飛び跳ねる、客席から身を乗り出すなどの危険な行為及び危険な状況での鑑賞
- 8. その他合同会社ポートベースが不適當を認めた行為

※ただし、前号1については、所轄消防署の許可を受けた場合はこの限りではありません。

※ただし、前号4～7について、あらかじめ合同会社ポートベースが承認したものについてはこの限りではありません。

※上記項目を守っていただけなかった場合に、利用者ならびに入場者に損害が発生しても、合同会社ポートベースは賠償責任を負いません。

※2階客席最前列で立ち上がっての催事鑑賞は落下の危険があります。主催者の責任のもと、係員をつけるなど必要な措置を講じてください。

#### 14. 原状回復の義務

- (1) 利用者は利用終了後ただちに施設、設備を原状に回復し、合同会社ポートベースの係員の点検を受けていただきます。
- (2) 利用者が施設、設備および器物を破損、汚損、滅失したときは、これによって生じた損害を合同会社ポートベースに対し賠償していただきます。

#### 15. 利用者の管理責任(善管注意義務)

- (1) 関係法令等の遵守

利用者は、関係法令、関係諸官庁の指導等のほか、本「COMTEC PORTBASE（コム

テックポートベース) 利用規約」をはじめ当社が定めた諸規則および、指示・注意事項等を遵守し、事故が生ずることのないよう安全管理に努めるとともに、COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) 周辺の環境・住民に配慮するよう努める義務があります。(事前の準備、設営および催事終了後の撤去まで含みます)。

また、開催にあたりましてはその所在地である日本国、愛知県、名古屋市、港区の憲法・法律および条例規則にしたがった開催を前提とし、主催者の元それに必要となる届出の提出および許可のもと開催をしてください。各関係所管庁からの許可書等のご提示いただくことがあります。

## (2) 関係法令等の遵守

催事の内容により次の関係官公署へ届出の必要がある場合がありますので、事前に届出の要否を確かめて、主催者の方から届出をしてください。

- ・火気・裸火等使用の時 名古屋市消防局 港消防署 (052)661-0119
- ・著作権関係 JASRAC 中部支部 (052)583-7590
- ・飲食の届け 港保健センター (052)651-3251
- ・物品販売届 COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) 受付窓口

## (3) 代表者の管理責任

1. 催事の申込書に記載の代表者は、利用期間中の施設内および敷地内において発生した事故等については、当社に重大な過失がない限り、すべて申込代表者に責任を負っていただくこととなりますので、事故防止には万全を期すようにしてください。
2. 申込代表者は、利用期間中に運営責任者として催事に関する管理を行ってください。ただし、利用期間中に場内に常駐できない場合、事前に常駐をする運営責任者を選任してください。
3. COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) では使用中の事故に備え、主催者は保険に加入することが推奨しています。

## (4) 運営責任者

申込代表者に選任された運営責任者は、利用期間中に常駐し施設及び付属設備の保全に万全の注意を払うとともに、施設内の秩序維持、来場者の安全確保、衛生管理について責任をもって必要な措置をしてください。

- (1) 運営責任者は、施設、展示品、使用機器、備品等についての管理を行う義務があります。
- (2) 運営責任者は、開催時間前後の交通整理、場内外整理、盗難・火災の防止と必要な警備担当者の配置などを行ってください。
- (3) 運営責任者は、必要な関係官庁(消防署、警察署、保健所等)への届出および許可申請についての管理を行い、許可書等の控えを利用期間の前日から7日以内に合同会社ポートベースに提出してください。
- (4) 運営責任者は、催事によって周辺に迷惑をかけないよう騒音・振動の低減対策を講じ、かつ関係者に周知徹底する義務があります。
- (5) 所定の場所以外で飲食及び喫煙は固くお断りいたします。
- (6) 利用中に発生した疾病、負傷、または物的損害等につきましては、COMTEC PORTBASE (コムテックポートベース) は原則として一切の責任を負いません。万が一、当該事象が発生した場合には、利用者ご自身の判断により速やかに適切な対応を行い、必要に応じて救急機関等への連絡をお願いいたします。なお、事件性が疑われる場合には、速やかに所轄の警察署に連絡のうえ、その指示に従って対応してください。
- (7) 利用者による施設内外の貼り紙、展示販売、看板の掲示等は原則行えません。詳

しくは、COMTEC PORTBASE（コムテックポートベース）へお問い合わせください。

(7) その他、施設の利用にあたっては、当社の指示に従ってください。

## 16. 損害賠償及び免責

### (1) 損害賠償となる場合

1. 利用者及びその関係者(関係業者、出展者、来場者を指す。以下同じ)が、施設、設備品等を破損・汚損または滅失したときは、申込代表者にその損害を賠償していただきます。
2. 利用者及びその関係者が第三者に損害を与えたときは、合同会社ポートベースは一切賠償の責を負わず、申込代表者にその損害を賠償していただきます。
3. 利用者がこの利用規約及び利用上の諸規則に違反したことにより損害が発生したときは、申込代表者にその損害を賠償していただきます。

### (2) 免責となる場合

1. 第9項により、合同会社ポートベースが利用承認を取り消したことにより発生した利用者及び関係者の損害については、合同会社ポートベースは一切賠償の責を負いません。
2. 施設利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損などのすべての事故については、合同会社ポートベースに重大な過失が無い限り、合同会社ポートベースは一切の責を負いません。

## 17. その他

### (1) 法令等

1. 本契約は日本国の法令に準拠し、同法令に従って解釈されるものとします。  
本契約に関し利用者と合同会社ポートベース間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

合同会社ポートベース

〒455-0017

愛知県名古屋市港区金川町3番5号

URL : <https://portbase.co.jp/>